

設備の運用計画、増強計画の樹立が不可能になるばかりでなく、電力需給契約の面でも不利を招くことになる。(長岐靖隆)

フートゴング (英) foot gong 路面電車の運転台に設けて、運転手が足で踏んで鳴らす警鐘をいう。(秀平一夫)

ふなかわせん 船川線 奥羽本線追分駅から船川駅に至る26.6kmの線。船川・船川港間1.8kmの枝線を含み総営業キロ28.4km。追分と船川を結ぶ鉄道として、大正2・11追分・二田間が開通し、船川線と呼称、大正4・12二田・羽立間、大正5・12羽立・船川間が開通し全通した。また船川・船川港間は船川港船車連絡貨物輸送のため昭和12・6建設されたものである。(森 徳寿)

ふなきてつどう 船木鉄道

1 事業者の概要

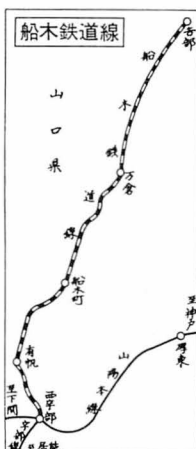
名称 船木鉄道株式会社、会社設立大正2・6・5、本社 山口県厚狭郡船木町、資本金 2,500万円、おもな事業 地方鉄道、一般旅客自動車運送(乗合123km、貸切、乗用)、物品販売業。鉄道従事員54人、保有車両 蒸気機関車5、内燃自動車2、客車4、貨車10両。

2 地方鉄道線

国鉄山陽本線西宇部駅に連絡、西宇部、吉部間(山口県)17.7km単線、動力蒸気・ガソリン、軌間1.067m、大正11・30西宇部・船木町間5.9km免許、同5・9・16開業、同7・11・29船木町・吉部間11.8km免許、同15・11・1までに逐次開業。万倉・吉部間8kmは昭和19年より企業整備により休止中。

3 観光地 大岩郷(万倉駅)。

4 運輸概況



年度	昭和 28	29	30
旅客輸送人員(千人)	454	433	412
人キロ(千)	2,397	2,356	2,179
貨物輸送トン数(千t)	46	33	41
トンキロ(千)	213	180	185
旅客収入(千円)	5,575	5,419	5,610
貨物収入(〃)	8,603	7,182	7,527
運輸雑収(〃)	576	936	752
収入合計(〃)	14,753	13,537	13,889
営業費(〃)	12,867	14,289	12,784
営業利益(〃)	1,435	△ 752	1,105
営業係数(%)	87	106	92

(原 功)

ふなづみ 船積 船舶による輸送貨物を船長に引渡すことをいう。すなわち船長の受取行為と荷送人の引渡行為とを含む一種の協同行為である。したがってここに、いつ、どこで、いかなる方法で船長に引渡すべきかという複雑な法律上の問題が発生する。実際上は荷送人が自己の責任において貨物を船側まで運搬する場合と、船主または第三者の倉庫を経る場合とに大別され、前者を直積、後者を倉受という。そのいずれにせよ船長の責任は船側で貨物の引渡を受けたときから始まるのであって、倉庫で倉受したときから、具体的に船積されるまでの間は船長の責任外のものである。

参考文献 村上孝一著 海運の実務。(今留光国)

ふなづみかもつうけとりしょう 船積貨物受取証 (英)

mate's receipt; M/R 貨物の船積が終了したとき、本船から荷送人に対し発行する積荷の受取証であり、通常1等航海士が署名する。船積貨物が本船船側に到着すれば、本船および荷主側所属の両タリマン立会いのもとに、貨物持参人の提出する船積指図書(SHIPPING・オーダー)と対照し、貨物の荷造・個数その他貨物現状をよく確かめながら船積をなし、船積終了後必要事項を記入して貨物持参人に交付する。メート・レシート(mate's receipt)は荷送人と本船との間に貨物の受授が現実に行われた事実を証明するものであり、荷送人は船主に対し、これと引換えに船荷証券の発行を請求することができる。また船荷証券の発行のない場合には、揚地においてこれと引換えに貨物の引渡しを受けることができる。ゆえにきわめて重要な書類である。メート・レシートの記載事項の要領は SHIPPING・オーダーと同一であるが、艀(そう)口および船艀番号や甲板積、タンク、特別室等積付け場所を明記しておく必要がある。また積込んだ貨物に故障があった場合は、その摘要らんに故障に対する摘要を正確に記入しなければならない。それはメート・レシートは船主責任の限界を判定する証拠書類であり、荷渡上の紛争を避けるために必要であるからである。メート・レシートは上記のように、貨物の船積に際し船側から発行する貨物受取証であるが、貨物の揚卸に際して、船側と貨物を受取った者の間に、その受渡を証する1種の貨物受取証がボート・ノート(boat note; B/N)である。それは揚卸貨物の状態を明記し、本船側の責任を明確にする証拠書類である。本来ボート・ノートは積荷目録と対照し合致することを要し、揚荷の検数・検量は通常荷主側および船主側のタリマンが立会い、陸揚貨物の荷印、番号、個数、品名、船艀番号、貨物故障の種類および程度、揚荷年月日、はしけ名もしくははしけ番号を記入し、本船側(通常1等航海士)および受取人が署名する、本書は3通作成され本船、荷受人および揚地船会社が各1通取得する。

参考文献 村上孝一・須賀一正著 海運の実務。(今留光国)

ふなづみさしずしよ 船積指図書 (英) shipping order; S/O 出荷申込を受けた船主が、船長に対しその引受貨物を船積することを命ずる書類を船積指図書(SHIPPING・オーダー)といい、荷主の請求により発行する。貨物の明細、荷送人の氏名、船積港、陸揚港および検量所で検量した数量を記載し、責任者署名の上本船船長あて発行し、これを荷送人に交付する。倉受による場合は荷送人はこれを倉庫会社に提出するのである。普通正1通副2通で、副1通は船主積地店の手控とし、正副各1通は交付を受けた荷主側がこれを本船に持参し、船長または1等航海士に提出して船積をなさしめる。本船では船積指図書の記載事項と、実際本船船側に運搬して来た貨物とを対照し、必要に応じてこれに摘要を付し、船積貨物受取証(メート・レシート mate's receipt)を荷送人側の貨物持参者に交付する。船積指図書と船積貨物受取証とは普通連結され引割式となっている。——船積。船積貨物受取証。

参考文献 村上孝一・須賀一正著 海運の実務。(今留光国)

ふなにしょうけん 船荷証券 (英) bill of lading; B/L

1 船長が運送品の受取を証し、陸揚港においてその所持人に、これと引換えにその運送品の引渡をなす義務を表示する有価証券である。用船者または荷送人は船荷証券交付請求権を有し、船長は交付義務を負う(商法第767条)。船長は法律により発行する権限を有する。しかし船舶所有者は、船長以外の者に船長に代わって船荷証券を発行することを委任することができる(商法第768条)。実際には船長が発行する場合は例外で、一般には船舶所有者が別に選任した陸上の被用者または代理店等が発行